

河南町まちづくり会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）第3条の規定に基づき、河南町まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 まちづくり会議は、河南町附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくりの総合的な計画に関すること。
- (2) 人口ビジョンに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する町議会議員
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 労働団体の代表者
- (7) 士業関係の代表者
- (8) 住民で組織する団体の代表者
- (9) 公募による委員
- (10) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくないと認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 まちづくり会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 まちづくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、企画担当部署において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（令和元年10月2日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

(河南町総合戦略推進会議規則の廃止)

3 河南町総合戦略推進会議規則（平成27年河南町規則第14号）は、廃止する。